

結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(概要)

第一 結核の予防の推進の基本的な方向

結核を取り巻く状況の変化や科学的な知見を踏まえ、人権への十分な配慮のもと、結核の予防のための施策を効果的・効率的に推進するため、国、地方公共団体、国民、医師等それぞれの立場として果たすべき役割を明記した。また、総合的な取り組みの結果、2010年までに到達すべき具体的な指標の目標値を設定した。

- 一 現在の結核を取り巻く状況への対応
- 二 国および地方公共団体の果たすべき役割
- 三 国民の果たすべき役割
- 四 医師等の果たすべき役割
- 五 人権への配慮
- 六 結核対策における国際協力
- 七 具体的な目標
- 八 予防計画を策定するに当たっての留意点

第二 結核の予防のための施策に関する事項

結核の予防のための施策においては、事前対応型行政の体制の下、国及び地方公共団体が具体的な結核対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要との認識のもと、定期及び定期外の健康診断、BCG接種等につき、実施体制の詳細につき方向性を示した。

- 一 結核の予防のための施策に関する考え方
- 二 定期健診
- 三 定期外健診
- 四 BCG 接種
- 五 結核に関する情報収集
- 六 予防計画を策定するに当たっての留意点

第三 結核の患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

結核患者に対して、早期に適正な医療を提供し、疾患を治癒させること及び周囲への結核のまん延を防止することが公衆衛生上極めて重要との認識のもと、医療現場における結核医療提供に際する留意事項、服薬確認治療の実施等について記した。

- 一 結核に係る医療提供の考え方
- 二 結核の治療を行う上での服薬確認の位置付け
- 三 その他結核に係る医療の提供のための体制
- 四 予防計画を策定するに当たっての留意点

第四 結核に関する研究の推進に関する事項

結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、関係機関との連携の確保、人材の育成等の取り組みを通じて、調

査及び研究を推進することとした。

- 一 結核に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
- 二 結核発生動向調査体制等の充実強化
- 三 国における結核に関する調査及び研究の推進
- 四 地方公共団体における調査及び研究の推進

第五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

抗菌薬等の結核に係る医薬品の研究開発については、国と民間が相互に連携を図って進めしていくことの重要性を指摘した。

- 一 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方
- 二 国における研究開発の推進
- 三 民間における研究開発の推進

第六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

結核のまん延状況の改善により、結核に関する知見を十分に有する人材が少なくなっている中、研修会等結核の予防に関する人材養成の重要性を指摘した。

- 一 人材の養成に関する基本的な考え方
- 二 国における結核に関する人材の養成
- 三 都道府県等における結核に関する人材の養成
- 四 予防計画を策定するに当たっての留意点

第七 結核に関する啓発および知識の普及並びに結核の患者等の人権の配慮に関する事項

- 一 結核に関する啓発および知識の普及並びに結核の患者等の人権の配慮に関する基本的な考え方

第八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

- 一 施設内(院内)感染の防止
- 二 小児結核対策
- 三 世界保健機関等への協力

【施行期日】平成17年4月1日

○厚生労働省告示第三百七十五号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第
三条の三第一項の規定に基づき、結核の予防の総
合的な推進を図るための基本的な指針を次のように
策定したので、同条第五項の規定により告示す
る。

平成十六年十月十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

結核の予防の総合的な推進を図るために基
本的な指針

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）以
下「法」という。の制定以来およそ半世紀が経過
し、この間の結核を取り巻く状況は、「医学・医療
の進歩、公衆衛生水準の向上等により著しく変化
した。現在、我が国の結核り患状況は、かつての
青少年層の結核単独かつ初感染発病を中心とした
者より患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢
者のり患が中心となっている。また、高齢者のみ
ならず、一部の大都市等の特定の地域において、
高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の要素
を同時に有している住民層の存在についても疫学
的に明らかになっている。一方で、結核医療に開
拓する知見の蓄積により、結核の診断・治療の技術
は格段に向上した。

このような結核を取り巻く状況の変化に対応す
るため、従来の結核対策の枠組みを抜本的に見直
し、予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別
的対応、人権への配慮、地域格差への対応を基本
とした効率的な結核対策に転換するものとする。

また、結核の発生の予防及びそのまん延の防止、
結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結
核に関する研究の推進、医薬品の研究開発、人材
養成、啓発や知識の普及とともに、国と地方公共
団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確
にし、結核対策を総合的に推進することにより、
我が国が、世界保健機関のいう中まん延国・結核
改善足踏み国を脱し、近い将来、結核を公衆衛生
上の課題から解消することを目標とする。

本指針は、結核の予防の総合的な推進を図るた
めの基本的な指針であり、新しい時代の結核対策
の指向性を示すものである。都道府県が本指針に
即して策定する予防計画（以下「予防計画」とい
う。）が本指針と整合性が保たれるように定められ、もつて、今後の結核対策が総合的かつ計画的
に推進されることが必要である。

本指針については、施行後の状況変化等に的確
に対応する必要があることから、法第三条の三
第三項の規定に基づき、少なくとも五年ごとに再
検討を加え、必要があると認めるときは、これを
変更していくものである。

第一 結核の予防の推進の基本的な方向

現在の結核を取り巻く状況への対応

現在我が国における結核のり患の中心は高
齢者であるため、基礎疾患有する結核患者
が増加しており、結核単独の治療に加えて合
併症に対する治療も含めた複合的な治療を必
要とする場合も多く、求められる治療形態が
多様化、複雑化している。

また、大都市等の特定の地域において、高
発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の社
会的リスクを同時に有している結核発症率の
高い住民層に対しても有効な施策が及ぶよう
な体制を構築する必要がある。

そのため、我が国の現在の結核のまん延状
況にかんがみ、結核対策の重点を、従来の一
律かつ集団的対応から、発症のリスク等に応
じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接
触者健診、有症状時の早期受療の奨励、結核
患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に
向けた患者支援等きめ細かな個別の対応へと
転換していくこととする。さらに、新しい時代
の結核対策においては、結核が発生してから
ら防疫措置を講ずる事後対応型行政から、本
指針及び予防計画を通じて、普段から結核の
発生を予防し、及びそのまん延を防止していく
ことに重点を置いた事前対応型行政に転換
していく。

二 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、相互に連携を図

ることで、結核の実情に即した結核の予防に
関する施策を講ずるとともに、正しい知識
の普及、情報の収集及び分析並びに公表、
研究の推進、人材の養成及び資質の向上並
びに確保等の結核対策に必要な体制を確保
する責務を負う。

2 予防計画の作成者たる都道府県と、保健
所を設置する市、特別区及びその他市町村
は、相互に連携して結核対策を行う必要が
ある。

ある。特に、大都市をその管轄する区域内
に有する都道府県においては、指定都市等
と連携し、これらの地域の状況を踏まえた
予防計画を策定すべきである。

保健所は、これまでの結核対策において、
市町村からの求めに応じた技術支援、定期
外の健康診断の実施、結核の診査に関する
協議会の運営等による適正な医療の普及、
訪問等による患者の治療支援、地域への結
核に関する情報の発信及び技術支援・指
導、届出に基づく発生動向の把握及び分析
等様々な役割を果たしてきた。都道府
県、保健所を設置する市及び特別区（以下
「都道府県等」という。）は、今後も保健所
による公的関与の優先度を考慮して業務の
重点化や効率化を行ってとともに、保健所が
あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓
発に努めなければならない。

3 人権への配慮

1 結核の予防と患者の人権の尊重の両立を
基本とする観点から、すべての国民は、患
者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人
が安心して社会生活を続けながら良質かつ
適正な医療を受けられるような環境の整備
に努める必要がある。

2 国及び地方公共団体は、結核対策の実施
及び法の施行に当たっては、関係法令及び
条例等に従い、結核に関する個人情報の保
護には十分留意することとする。また、結
核患者に対する差別や偏見の解消のため、
あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓
発に努めることとする。

4 結核対策における国際協力

国等においては、結核対策に関して、海外
の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国
際機関等との情報交換や国際的取組への協力
を進めるとともに、結核に関する研究や人材
養成においても国際的な協力を行うこととす
る。

五

1 結核の予防と患者の人権の尊重の両立を 基本とする観点から、すべての国民は、患 者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人 が安心して社会生活を続けながら良質かつ 適正な医療を受けられるような環境の整備 に努める必要がある。

2 医療機関においては、結核の合併率が
い疾患を有する患者等（後天性免疫不全症
候群、じん肺及び糖尿病の患者、人工透析
を受けている患者、免疫抑制剤使用下の患
者等）の管理に際し、必要に応じて結核発
症の有無を調べ、積極的な発病予防治療の
実施に努めるとともに、入院患者に対し、
結核に関する院内感染防止対策を講ずるよ

う努めなければならない。

三 国民の果たすべき役割

1 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、 その予防に必要な注意を払うとともに、特に 有症状時には、適正な治療を受ける機会を逃 さないが、これらが都道府県等との協力体 制についてあらかじめ協議をしておくこと が望ましい。

2 医師その他の医療関係者は、三に定める
国民の果たすべき役割に加え、医療関係者
の立場で国及び地方公共団体の施策に協力
するとともに、結核患者等が置かれている
状況を深く認識し、良質かつ適正な医療を
提供するよう努めなければならない。

3 具体的な目標

国においては、このような考え方を基に、
二千十年（平成二十二年）までに、喀痰塗抹
陽性肺結核患者に対する直接服薬確認治療率
を九十五パーセント以上、治療失敗・脱落率
を五パーセント以下、人口十万人対り患率を
十八以下とすることを目指すこととする。

4 予防計画は、法第三条の四第六項の規定
の趣旨に照らし、感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律（平成十
年法律第百十四号）第十条の規定により定
める感染症の予防のための施策の実施に関
する計画と一緒にものとして定めることが
適当である。

